

保医発 1030 第 1 号
令和 8 年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 11 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 - 2 (4) コの次に次を加える。

サ 神経膠腫における B R A F 遺伝子検査 (次世代シーケンシング) 及び B R A F 融合遺伝子検査 (次世代シーケンシング)

2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 - 1 9 (1) カ⑬の次に次を加える。

⑭ 神経膠腫における B R A F 遺伝子検査及び B R A F 融合遺伝子検査

3 別添 1 の第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 2 (12) の次に次を加える。

(13) F O L R 1 タンパクは、再発卵巢癌患者に対して、抗葉酸受容体 α 抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、H Q リンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に、本区分の「6」A L K 融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし、再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には、関連学会の定めるガイドンスに沿って実施した場合に限り、初発卵巢癌患者に対しても算定できるが、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間の 1 回に限り算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 060 (1) ②を次のように改める。
 - ② 骨片又はステムを固定することを目的に、単独又は固定用内副子 (プレート) 若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。
- 2 別表のⅡの 060 (3) ①イの次に次を加える。

ウ ステムの固定に使用する場合、人工肩関節用材料・上腕骨側材料・上腕骨ステム・標準型と併用するものであること。

(別添 1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 0 4 (略) D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～コ (略) <u>サ 神経膠腫における B R A F 遺伝子検査(次世代シーケンシング)及び B R A F 融合遺伝子検査(次世代シーケンシング)</u> (5)～(15) (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 0 4 (略) D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～コ (略) (新設) (5)～(15) (略)

D 0 0 4－3～D 0 0 6－18 （略）

D 0 0 6－19 がんゲノムプロファイリング検査

（１） 固形腫瘍を対象とする場合

ア～オ （略）

カ 「注２」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B 0 1 1－5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には（１）のイからオまでを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

①～⑬ （略）

⑭ 神経膠腫における B R A F 遺伝子検査及び B R A F 融合遺伝子検査

（２） （略）

D 0 0 6－20～D 0 2 5 （略）

第２款 （略）

第２節～第４節 （略）

第４部～第１２部 （略）

第１３部 病理診断

D 0 0 4－3～D 0 0 6－18 （略）

D 0 0 6－19 がんゲノムプロファイリング検査

（１） 固形腫瘍を対象とする場合

ア～オ （略）

カ 「注２」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B 0 1 1－5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には（１）のイからオまでを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

①～⑬ （略）

（新設）

（２） （略）

D 0 0 6－20～D 0 2 5 （略）

第２款 （略）

第２節～第４節 （略）

第４部～第１２部 （略）

第１３部 病理診断

<p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 （1）～（12） (略)</p> <p><u>(13) FOLR1タンパクは、再発卵巢癌患者に対して、抗葉酸受容体α抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、HQリンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に、本区分の「6」ALK融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし、再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には、関連学会の定めるガイドンスに沿って実施した場合に限り、初発卵巢癌患者に対しても算定できるが、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限り算定できる。</u></p> <p>N003～N005-7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N000・N001 (略)</p> <p>N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 （1）～（12） (略)</p> <p>(新設)</p> <p>N003～N005-7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第14部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>
---	---

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～059 (略)</p> <p>060 固定用内副子(スクリュー)</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>骨片又はステム</u>を固定することを目的に、単独又は固定用内副子(プレート)若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 一般スクリュー(生体用合金 I)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ システムの固定に使用する場合、人工肩関節用材料・上腕骨側材料・上腕骨ステム・標準型と併用するものであるこ</u></p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～059 (略)</p> <p>060 固定用内副子(スクリュー)</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨片を固定することを目的に、単独又は固定用内副子(プレート)若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 一般スクリュー(生体用合金 I)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>と。</u></p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>061～247 (略)</p> <p>Ⅲ～Ⅸ (略)</p>	<p><u>之</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>061～247 (略)</p> <p>Ⅲ～Ⅸ (略)</p>
---	--